

殿

経営局長

「農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について」の廃止について

「農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について」（平成10年12月25日10農経A第1518号経済局長通知）に基づき実施している貸付（以下「円滑化貸付」という。）については、「農用地の利用権の集積等を主体として経営改善を行おうとする者の中には保有資産価値の面から必ずしも農業経営基盤強化資金の円滑な融通が行われ難いケース」に対応し、日本政策金融公庫が、認定農業者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、農業経営基盤強化資金の円滑な融通を図ることを目的として実施してきたところである。

今般、日本政策金融公庫は、事業性評価融資（経営実績のみでは判断が難しい事業を行う者を一層支援するため、経営者の能力や将来性を重点的に評価する仕組み）に本格的に取り組んでいるところであり、円滑化貸付の目的は、事業性評価融資により代替可能であると判断したことから、円滑化貸付は廃止することとしたので、御了知願いたい。

なお、平成30年3月31日までの間に認定を受けた農業経営改善計画に基づき貸し付けられるものについての廃止通知の規定の適用については、なお従前の例による。